

竹田市優良建設工事表彰に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市が発注した建設工事（建築等工事を除く。以下「工事」という。）のうち、他の模範となる優れた工事を施工した者を表彰することにより、建設事業者の技術の向上を図り、公共工事の品質向上及び適正な施工に資することを目的とする。

(表彰の対象者)

第2条 表彰は、1件の設計金額が500万円以上の工事のうち、竹田市土木工事成績評定要領（平成17年竹田市告示第134号）に基づく評定（以下「工事成績評定」という。）により評定点の平均が75点以上の評定を受けた事業者（原則、市内業者）を対象とし、評定点80点以上の工事を優良とし、各工種・各等級毎に優良工事件数に応じ、10件未満1工事、10件以上2工事を表彰する。

また、2工事表彰時は同一事業者は除く。

ただし、当該年度に指名停止措置を受けた者及び、評定点が70点未満の工事を施工したものは表彰の対象から除く。

(審査委員会の設置)

第3条 市長は、前条に定める表彰の審査を行うため竹田市優良建設工事表彰審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員及び組織)

第4条 委員会は、副市長、総務課長、総合政策課長、財政課長、農林整備課長、建設課長及び会計課長の職にある者を委員として組織する。

2 委員会に委員長を置き、副市長をもって充てる。

3 委員長は、委員会を総括する。

4 委員長不在のときは、あらかじめ委員長が指定する者がその職務を代理する。

(審査)

第5条 委員会の審査（以下「審査」という。）は、必要に応じ委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 審査は、審査委員の3分の2以上が出席しなければ開くことができない。

3 審査の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長がこれを決定する。

4 委員長は、審査の結果を速やかに市長に報告しなければならない。

(関係者の意見聴取)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、審査に委員以外の関係職員の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(優良建設工事調書の作成)

第7条 契約検査室長は、工事完成検査結果等を勘案し、第2条に該当する工事があると認めるときは、優良建設工事調書を作成し、審査に提出するものとする。

(被表彰者の決定)

第8条 市長は、委員会の審査結果に基づき被表彰者を決定する。

(表彰の通知)

第9条 被表彰者が決定した場合は、速やかに対象事業者に通知をしなければならない。

(表彰の方法)

第10条 表彰は、市長が表彰状等を授与することにより行うものとする。

(表彰の時期)

第11条 表彰は、前年度に完成した工事について毎年1回行う。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(表彰の公表)

第12条 市長は、第10条の規定により表彰を行ったときは、表彰を受けた優良工事(以下「表彰工事」という。)及び被表彰者の名称等を竹田市ホームページにおいて公表するものとする。

(表彰の取消し)

第13条 市長は、第10条の規定により表彰を行った後において、表彰工事に関し、次の各号のいずれかの事由が生じたときは、当該表彰工事に係る被表彰者の取消し、被表彰者に表彰状等の返還を求めることができる。

(1) 表彰工事に重大な瑕疵が認められ、被表彰者が修補請求を受けたとき。

(2) 表彰工事に関し、損害賠償請求事由が発生したとき。

(3) 表彰工事に関し、法令違反が発覚し、被表彰者が建設業法(昭和24年法律第

100号)に基づく監督処分を受けたとき。

(庶務)

第14条 委員会の庶務は、契約検査室において処理する。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、公示の日から施行し、この要綱による表彰は、平成25年度に完成した工事から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。